

# 特別課程の履修に関する規程

制定 平成 21 年 11 月 25 日  
最終改正 令和 4 年 9 月 28 日

## (趣旨)

第1条 この規程は、岐阜市立女子短期大学学則（以下「学則」という。）第53条の規定に基づき特別課程（以下「履修証明プログラム」という。）について必要な事項を定めるものとする。

## (履修証明プログラムの編成)

第2条 履修証明プログラムは、履修証明プログラム委員会が編成し、教授会の議を経て学長が定めるものとする。  
2 履修証明プログラム委員会は、教務委員会が兼ねる。

## (履修証明プログラムの編成要件)

第3条 履修証明プログラムを編成する際には、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 履修証明プログラムの名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、授業の方法、修了要件等を予め公表すること。
- (2) 履修証明プログラムは、2科目以上の授業及び必要に応じて開設する講座により体系的に編成されており、総時間数が60時間以上であること。
- (3) 履修証明プログラムの履修期間は1学期又は1年間とする。

## (履修資格)

第4条 履修証明プログラムを履修することができる者は、学則第10条の各号に定めたものとする。

## (履修の出願)

第5条 履修証明プログラムの履修を希望する者は、所定の期日までに、次に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 履修証明プログラム履修願（様式第1号）
- (2) 公的機関発行の本人及び住所が確認できるものの写し（顔写真のあるものは1点、顔写真のないものは2点）
- (3) 健康問診票（様式第2号）
- (4) 履歴書（様式第3号）
- (5) 最終学歴校の卒業（修了）等証明書
- (6) その他学長が必要と認める書類

(履修許可)

第6条 履修証明プログラムの履修希望者は、学長が履修を許可する。

(履修料)

第7条 履修料は1科目につき5,000円とする。

- 2 履修証明プログラムの受講者は、所定の期日まで各学期の履修料を前納しなければならない。
- 3 実習費は、必要に応じて徴収する。
- 4 既納の履修料、実習費等は返還しない。

(修了判定及び認定)

第8条 履修証明プログラムの修了は、履修証明プログラム委員会が判定し、学長が認定するものとする。

- 2 履修証明プログラムの修了者に対しては単位を認定しない。

(学則等の遵守)

第9条 履修証明プログラムの受講者は、本学の学則及びその他諸規程等を遵守しなければならない。

(履修証明書)

第10条 履修証明プログラム修了者には、履修証明書（様式第4号）を交付するものとする。

(学則等の準用)

第11条 この規程に定めるもののほか、学則、その他諸規程等の学生に関する規定は、履修証明プログラム受講生にこれを準用する。

第12条 この規程の定めるもののほか、必要事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年11月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年9月28日から施行する。